

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

4. 対象事業者（社団法人など）

No.	質問	回答	備考
1	NPO法人は対象となるか？	法人格を有していれば、法人形態上は対象となります。	
2	「運営費の大半を公的機関から得ている法人等」とは具体的にどのような法人等となるか。	県のほか、国や市町村等から人件費を含む運営費補助を受けている法人等は、公的機関からの支援が重複することから対象外となる場合もあります。	
3	宗教法人（寺）は対象となるか。	宗教法人及び宗教団体は対象外となります。 そのほか、法人格のない任意団体、政治団体も対象外となります。	